

東京都交通局所属長表彰要綱

昭和62年4月1日 61交総第1195号

(目的)

第1条 この要綱は、東京都交通局職員等表彰規程（昭和62年規程第22号。以下「規程」という。）第11条第2項の規定に基づき、課長及び事業所の長（以下「所属長」という。）が行うことができる表彰（以下「所属長表彰」という。）に関して必要な事項を定めることを目的とする。

(所属長表彰)

第2条 所属長は、所属の職員が次の各号の一に該当する行為があった場合には、所属長表彰を行うことができる。ただし、該当行為について乗客等局外者から通報があった場合には、所属長は、当該事実を確認のうえ、表彰するものとする。

- 一 職務の遂行に当たり、事故の発生を未然に防止したとき。
- 二 職務の内外を問わず、天災その他非常事態に際し、適切な処置があったとき。
- 三 職務に関して有益な研究・発明・考案又は改良を行ったとき。ただし、原則として、局提案制度及び都職員表彰による表彰を受けたものを除く。
- 四 職務の内外を問わず、職員として模範となる善行があったとき。
- 五 接客態度が良好と認められるとき。
- 六 勤務成績が優秀で、かつその執務振りが他の職員の模範と認められるとき。
- 七 前各号のほか、所属長が特に必要があると認めたとき。

(表彰の方法)

第3条 所属長は、前条各号に該当すると認められる行為があった場合には、当該職員に賞詞を与え職員表彰カード（様式一）にこれを記録し保管する。

2 所属長は、前項に定める所属カードの記録を確認のうえ、賞詞を2回与えられた職員に対して所属長表彰を行うものとする。

3 前項の規定にかかわらず、第2条各号に該当する行為が特に顕著なものについては、その都度表彰することができる。

4 所属長表彰の受賞者には、表彰状を授与する。ただし、所属長が特に必要があると認めるときは、記念品を併せて授与することができる。

(所属長表彰の報告)

第4条 所属長は、所属長表彰を行った場合には、その翌月五日までに、被表彰者の職氏名、年齢、勤続（経験）年数、事績等を記載した書面をもって所属部長に報告する。

2 前項の規定に基づき報告を受けた所属部長は、その報告の写しを職員部長に送付するものとする。

(履歴登載等)

第5条 所属長表彰を行った場合は、被表彰者の履歴カードにこの旨記載する。ただし、被表彰者が3名以上のグループの場合など特別の理由がある場合は履歴カードへの記載を行わないものとする。

(部長表彰の推薦)

第6条 所属長は、東京都交通局部長表彰要綱（平成15年交職第1170号。以下「部長表彰要綱」という。）第4条に定める審査会の時期までに、所属長表彰を受賞した職員のうち勤務成績優秀な者及び接客態度等が特に良好と認められる者、職務上の功労が顕著で特に他の職員等の模範と認められる者等を、部長表彰要綱第2条に定める部長表彰の対象者として推薦することができる。

(その他)

第7条 この要綱の実施に関して必要な事項は、職員部長が定める。

附 則（平成15年交職第1170号）

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成23年交職第1439号）

この要綱は、平成24年3月21日から施行する。

附 則（平成27年交職第1261号）

この要綱は、平成28年1月25日から施行する。